

松本大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、松本大学は、日本高等教育評価機構の定める大学評価基準を満たしている
と認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、「戊戌学会」（明治 31(1898)年）創立の精神「自主独立」を継承し、地域社会の
期待と支援のもと「地域社会の振興と地域文化の発展に資する人材の育成」を目的とする
高等教育機関として平成 14(2002)年に設置された。建学の精神・大学の基本理念及び使
命・目的は明確であり、学生及び地域社会への浸透も十分に図られている。

教育研究組織は、地域社会のニーズへの対応を柱とした 2 学部 4 学科で、適切に構成さ
れている。また、「全学運営委員会」「全学協議会」が設置され、法人・大学が一体となっ
た意思決定が行われている。

「地域社会に貢献する人材の育成」という使命・目的は、教育課程・教育方法の上にも
具現化されている。すべての学科で、地域社会に有効と考えられる資格取得を念頭におい
たカリキュラムが編成されていること、地域社会の資源を活用した「教育サポーター制度」
「アウトキャンパス・スタディ」が導入されていることなどが、その具体例である。

教養教育の運営は、「学部教務委員会」と「全学教務委員会」が担っているが、平成
23(2011)年の「共通教養センター」の設置を目指して準備が進められている。

1 年次からのキャリア教育体系づくりと正課授業への組入れ、アンケートに基づく授業
改善策の開示、学生の支援を上級生が行う「学生スタッフ」「ピアサポーター」の制度の導
入など、多様な学習支援策がとられ、成果をあげている。また、学生のさまざまなデータ
がカルテの形でデータベース化され、ゼミ担当教員、クラス担任により、きめ細かい指導
助言が行われていることは特筆に値する。

教員は大学設置基準を上回る専任教員が確保されている。教員の担当コマ数のバランス、
専任教員の主要科目の担当状況などに若干の課題が見受けられるが、平成 18(2006)年度、
19(2007)年度と学部・学科増設が行われ、年次進行期間中であることから、完成年度に向
け、改善が期待できる。近年、外部資金の積極的な導入に取り組んでおり、共同研究、受託
研究などに着実な実績を残しつつある。また、FD(Faculty Development)活動に意欲的に
取り組み、教員の研究活動を「アニュアルレポート」として公表し、研究へのインセンティ
ブを高めている。

職員組織は適切に編制されている。科学研究費補助金、学術研究費、外部資金の各担当

を置き、研究活動支援に努め、GP(Good Practice)など補助金の獲得にも成果を上げている。また、全職員を対象とする研修をはじめ、他大学との職員の相互派遣、資格取得支援などSD(Staff Development)にも体系的に取り組んでいる。

法人及び大学の管理運営は、管理部門と教育部門の連携も含めスムーズに進められている。自己点検・評価に関しても恒常的な取り組みがなされ、学外者による外部評価活動の実績を持つ。

大学の財務は、単年度収支において安定した状況にある。学部・学科が完成年度を迎え国庫補助金の取得が可能となった段階では、更に財務状況の向上が期待される。大学設置基準を上回る校地、校舎面積を有し、施設設備の安全性にも十分な配慮がなされている。

大学の基本理念が、地域貢献にあることから、社会連携・社会的責務の遂行にはとりわけ充実した取り組みが展開されている。施設の貸出し、図書館の開放といったハード面の物的資源の提供に加え、「観光ホスピタリティカレッジ」「公開講座」「長期聴講生制度」など、ソフト面の提供も積極的に行われ、地域社会の信頼を得ている。また、一方では、地域から学ぶ連携システムも開発されている。

教職員の行動規範などの組織倫理とその運用体制、危機管理体制、広報体制が整備され、社会的責務遂行の姿勢が確認できる。

平成 17(2005)年度に、学生の地域活動支援を目的に立上げた「地域づくり考房『ゆめ』」は着実に成果を上げ、平成 20(2008)年度の学生支援 GP（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）の採択を契機に更なる展開をみせ、学生の地域活動を、学生の自主的な企画による活動から、地域とのパートナーシップに基づく活動へと成長させる上で大きな役割を果たしている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、明治 31(1898)年設立になる「戊戌学会」以来の「自主独立」を継承し、建学の精神としている。また平成 14(2002)年の開学に当たって、その基本理念を「教育研究を通じた地域社会への貢献」と定めている。これら建学の精神及び大学の基本理念は、学則に明確に定められるとともに、各種印刷物、ホームページなどにより学内外に周知されている。

大学の使命・目的に関しても、建学の精神、大学の基本理念を踏まえ、「地域社会に貢献できる人材の育成」と学則に定めるとともに、学内外に周知されている。

とりわけ、学生の自主的組織を通しての高校生への周知、学生の地域活動を支援するための組織「地域づくり考房『ゆめ』」「ワークステーション」を通じての地域への浸透、授業を通しての入学後の学生への周知など、内外の周知に工夫がなされている。

【優れた点】

- ・建学の精神及び大学の基本理念が、学生に対して、初年次教育の一環として置いている1年次前期必修科目である「地域社会と大学教育」(2単位)を通して周知され、学生生活の指針として機能している点は高く評価できる。

基準2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

2学部4学科と、それを支える「図書館」「情報センター」「エクステンションセンター」「国際交流センター」「地域総合研究センター」「基礎教育センター」「教職センター」「地域づくり考房『ゆめ』」などの教育研究の基本的組織が、地域社会の創造に貢献し得る人材を育成するという大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、組織相互の関連性が保たれている。これらの附属機関は、管理規程により業務が定められており、「運営委員会」などにより円滑に運営されているが、一部の機関で整備が遅れており、規程の整備が急がれる。

教養教育は、社会人として必要な基礎的能力を身に付けさせる教育と学士力の基礎を身につけさせる基礎教育に区別し、「学部教務委員会」と「全学教務委員会」が調整してその方針や科目の配置を検討している。また、平成23(2011)年度には、教養教育の責任体制を明確にし、教養教育の在り方やその運営を検討する「共通教養センター」の設置が予定されており、人間形成のための教養教育を十分に行うための組織上の充実が期待できる。

両学部には、各学部教授会、各学科会議及び各種委員会が置かれており、管理運営・意思決定に関する組織が整備され、十分に機能している。学部の枠を越えた大学運営に係る重要事項を協議・検討する「全学運営委員会」「全学協議会」が設置され、学長を中心とする大学運営が組織的かつ機能的に整備されている。

【優れた点】

- ・「地域づくり考房『ゆめ』」及び「ワークステーション」では、運営委員会が総括して実践的教養教育を展開していることは高く評価できる。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

建学の精神及び大学の使命・目的に基づき、また学生のニーズや社会的要請を考慮し、

学科ごとに教育目的が明確に設定され、教育課程の編成方針に則って、教育課程及び教育方法を体系的かつ適切に設けている。

カリキュラムは、基本的には学部としての教養系科目、学科としての専門基礎科目、専門発展科目群に区分され、各学年に系統立てて科目が配当されている。また、総合経営学科においては産業カウンセラー及び教職免許高校一種「商業」「情報」、観光ホスピタリティ学科においては社会福祉士、学芸員及び教職免許高校一種「公民」「地理・歴史」、中学一種「社会」、健康栄養学科においては管理栄養士、栄養士、食品衛生管理者、食品衛生監視員、フード・スペシャリスト、栄養教諭、スポーツ健康学科においては健康運動実践指導者、健康運動指導士、衛生管理者、レクリエーションインストラクター、トレーニング指導者、保健体育教員、養護教諭などの資格取得を積極的に推進するカリキュラムとなっている。更に、地域貢献を理念とする大学として、地域連携は必須であり、理論と実践を習得する場として位置づけた、地域社会を利用した見学型・体験型のアウトキャンパス・スタディも実践している。

教育目標の達成状況の評価についても「出席調査」「授業評価アンケート」「資格取得状況」「企業アンケート」「入学生の卒業率」などの結果を各学部及び全学のFD委員会で検討し、公表している。更にGPA(Grade Point Average)制度を学生の表彰などにも利用するなど、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われている。

【優れた点】

- ・地域社会に貢献できる人材育成という目的に対し、「教育サポーター制度」「アウトキャンパス・スタディ」などの教育方法が導入されていることは高く評価できる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

建学の精神、教育目的・目標を反映した学部・学科ごとのアドミッションポリシーが大学案内、募集要項などに明記され、適切に運用されている。多様な学生の確保を目的に、多くの形態の入試が実施されている。

平成19(2007)年度に人間健康学部が設置され、現在年次進行中であるが、収容定員は適切に管理されている。両学部とも入学定員管理は適切に行われている。

学習支援が、各学期前のオリエンテーションをはじめ多様な形で体系的に行われている。学習支援に関する学生の要望のくみ上げは、さまざまな形で常時、適切に行われている。学生サービス、厚生補導のための組織として、学生委員会(学部、全学)、学生課が設置されている。また、学部横断的組織として学生センターが機能している。学生に対する経済的支援は、独自の奨学金、学費の分納・延納・減免などの制度を整備するとともに、相談体制、アルバイトの斡旋体制も整えている。

学生の健康管理支援は、定期健康診断、これに基づくカウンセリング、健康相談(健康

安全センター) などにより行われている。メンタルヘルスケアは、カウンセラー、キャリアカウンセラーによる体制が整えられている。

教養教育の改編、1年次から4年次にいたるキャリア教育体系づくり、キャリア教育科目の正課授業への組入れを図り、キャリアカウンセリングを充実させ、就職意識の乏しい学生にも対応するための連携システムを検討するなど常に先進的に取り組んでいる。キャリアセンターを中心に就職支援のさまざまなプログラムが準備されている。

【優れた点】

- ・学生の支援を、研修を受けた上級生が行う「学生スタッフ」や「ピアサポーター」の制度は、支援される側は上級生との繋がりを作ることができ、行う側も自分の技術力や知識の再確認ができる。このような制度は高く評価できる。
- ・入学前から段階別（2年次、3年次）に、キャリアカウンセラーによる個別面談が行われ、カルテとしてデータベース化され、ゼミ担当教員・クラス担任とともにサポートが行われていることは高く評価できる。
- ・1年次の初年次教育、2年次後期のキャリア支援ガイダンス、3年次前期の就職支援ガイダンス、4年次と各年次において、実践的なキャリア支援プログラムとして位置付けられた正課教育科目が配当されていることは高く評価できる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準で求められる専任教員数及び教授数が確保され、専任教員の年齢バランスも整っている。教員採用、昇進の方針は「松本大学学長・学部長・学科長及び教員の任用、昇進に関する規程」及び「任用・昇進規程」の附則「昇進に関する申し合わせ」に則り、教員の採用・昇進は、学部長を委員長とする人事委員会を設置し、教授会の審議を経たのち、理事会が決定している。

教員の教育担当に関しては、必修科目の専任教員の担当状況に課題を残している。実技・実習科目に関しては、SA(Student Assistant)を採用し、活用している。

全教員に一定の個人研究費が支給され、更に研究旅費（海外研究旅費を含む）が予算化され、支給されている。教員に補助・助成の情報を伝達し、外部資金担当部署を設け事務手続きを支援している。また、補助金申請の経費原資となる学内学術研究助成費を毎年準備し、受給希望教員の申請により、各総務委員会の査定・調整を経て教授会に諮られ、予算執行されている。

「学部FD委員会」「全学FD委員会」が設置され、教員の相互の授業参観、定期的な研修会などが組織的かつ計画的に行われている。

【優れた点】

- ・「アニュアルレポート」に教員の研究活動のほか、各委員会の運営内容が掲載され、広報の役割を担うだけでなく、各教員、担当事務部門のFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)のための基礎資料となっていることは高く評価できる。
- ・役職者による研究支援委員会を置いて、研究活動の活性化を促し、個々の研究成果について自己評価と客観的評価を毎年度実施していることは高く評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の採用などに関しては、今後規程の整備が求められるものの、業務に必要な人員が配置され適切な組織編制になっている。職員の採用については、必要に応じ公募を基本として、将来、学園全般の業務に対応できる判断力の高い人材を所定の手続きを経て採用している。昇任・異動については、関係部署の課長などの意見や昇任・異動の対象となる者の勤務実績や能力、職域の活性化を考慮して大学担当理事・法人事務局と審議の上で決定している。

SD(Staff Development)については、さまざまな形で職員の資質・能力の向上のための方策を実施する体制が整備されている。

職員の関係委員会への参画のほか、事務局に外部資金担当者を配置し、積極的に外部資金獲得の支援を行い、事務組織各部署が教員組織と連携し、教育研究を支援、教育活動の活性化に貢献している。

また、地域との共同研究では、教員組織と総務委員会及び「地域総合研究センター」が連携して事務支援を行うなど、担当事務部門が教員組織と連携し、教育研究を支援している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の管理運営体制は、寄附行為に基づき、理事会・評議員会が設置され、それぞれ寄附行為に規定された定数並びに選任条項を遵守し、構成されている。理事会のもとに「法人委員会」「大学委員会」「高等学校委員会」の3委員会を置き、各担当常務理事が委員長に就任し、現場の意見や運営状況を正確に把握できる体制になっている。

大学の意思統一を図る場として、「全学運営委員会」と大学担当委員長と法人事務局長を加えた「全学協議会」があり、各教授会や理事会への審議・提案案件などが審議・検討されている。また、常任理事会のメンバーに学長、校長などの各部門の責任者が加わること

で管理部門と教学部門の連携がスムーズに進められるよう組織上の配慮がされている。

自己点検・評価規程が整備され、その体制やシステムが十分機能している。自己点検・評価に係る刊行物は、常に **FD(Faculty Development)** を意識した組立てになっていて、中でも「アニュアルレポート」では、教員の1年間の研究内容、成果、各部署の業務執行内容が処理日ごとにまとめられていて、FD 活動だけでなく **SD(Staff Development)** 活動にも利用できる資料になっている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

総合経営学部の在籍学生数は収容定員を充足し、人間健康学部はまだ学年進行中であり、4 年目を迎えた学部であるが、志願者は毎年増加しており、学年進行中の定員は充足している。

大学の収支が一時的に悪化した時期はあるが、これは平成 19(2007)年度に人間健康学部を設置した先行投資によるもので、完成年度に至るまでの学生増に加え、学部完成に伴う国庫補助金取得が得られることから、今後の財務の向上は見込める。法人全体の財務状況もこの5年間は大きな問題はない状態にある。

教育研究費比率も毎年上昇していて、学生生徒等納付金収入の教育研究関連費用への還元の様子は、ここ2年とも良好な状態にある。平成 19(2007)年度に人間健康学部を設置して2学部体制になり、在籍学生数が増加し、教育研究費支出額も更に大きく増加して、在籍学生に還元されている。

監査は、内部監査室、監査法人、監事による監査が行われている。特に、内部監査が詳細に積極的に行われていることは評価できる。

財務情報については、学報「蒼穹」で財産目録をはじめ財務三表を掲載、配付し、ホームページ上では、更に事業報告書、監事及び監査法人の監査報告、入学者数及び在籍学生数を公開している。今後、事業計画及び予算関係の公開が期待される。

外部資金の獲得に関しては、研究資金・GP などの教育改善資金を獲得するための人的・組織的支援体制が総務課の中に整備されており、平成 19(2007)年・20(2008)年と GP 補助金を獲得している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎は大学設置基準を満たしており、天然芝の多目的運動場、屋内野球練習場も

整えられ、施設については教育研究目的を達成するための環境が適切に整備されている。

図書館の閉館時刻に今後検討の余地はあるが、座席数は収容定員に対して十分整備されており、図書館内にグループ学習室、AV コーナーなどが設けられ、いわゆるラーニング・コモنزの機能を果たしている。

車椅子用の段差解消機、スロープの整備、補助エレベーターなどを設置し、バリアフリーについて計画的に設備改修が実施されている。また、学内の安全性についても順次、耐震工事、アスベスト飛散防止工事が施工されており、適切に安全性向上のための整備がなされている。

食堂、売店、部室、駐車場などの学生サービス施設が整備され、アメニティに配慮している。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「地域連携とは、大学の物的・人的資源を社会に提供するだけでなく地域の資源を大学教育に有効に受入れ、双方向の資源提供で地域振興に貢献し教育効果を高めるもの」と定義し、地域の期待に応える人材養成を行っている。平成 19(2007)年・20(2008)年には、文部科学省 GP 採択制補助金を獲得し、「観光ホスピタリティカレッジ」（夜間 90 分×15 回）を実施した成果が、長野県の「おもてなし講座」松本会場に繋がるなど成果を上げている。公開講座などの地域社会人向けの生涯学習や単位の認定はせずに、現状の授業を開放した「長期聴講生制度」を設けるなど積極的に大学と地域社会・住民との間の垣根を低くする工夫を行い、信頼を得ている。

施設、設備の貸出しでも、講義室、体育館、多目的ホール、野球場、コンピュータ室、セミナーハウスなどを市民に開放し地域社会に貢献しつつ、現在収入財源の一つにもなっている。

他大学との連携では、県内 8 大学による「高等教育コンソーシアム信州」での教育研究資源の有効活用による「戦略的大学連携支援事業」や放送大学との単位互換を実施するとともに、地域貢献を軸とした大学運営を標榜する県外の大学との連携も平成 21(2009)年度から行っている。

自治体連携についても長野県、松本市の両教育委員会、その他公共団体 34 組織とも積極的に連携し、地域づくりや社会連携に加わっている。

また、大学教育を座学による知識や技術習得に留めず、その実践の場としての学外活動をもう一つの大学教育の場と位置付け、その窓口として設置した「地域づくり考房『ゆめ』」が地域社会との交流の拠点として機能している。

【優れた点】

- ・図書館は、一般開放を図るとともに、地域の公共図書館や他大学図書館などにも利用案

内を送付し、ホームページでも開放案内を積極的に広報していることは高く評価できる。

- ・「アウトキャンパス・スタディ」や「教育サポーター制度」による、教室での教育で得られない、地域から学ぶ教育連携システムを構築し、大学理念を達成するための一方の柱に育て上げたことは高く評価できる。
- ・地域住民と大学の交流拠点として「地域づくり考房『ゆめ』」を置き、更に「ワークステーション」を松本駅前開設して、パイプ役の専任教職員のもとで学生が積極的に地域と連携していることは高く評価できる。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理に関する諸規程、規則が整備されている。「松本大学及び松本大学松商短期大学部教職員の行動規範」において大学の倫理観を示し、就業規則には罰則規定を設けるなどの規程の整備が図られているほか、規程に基づいて適切な運用がなされている。また、法令遵守をはじめとする行動規範について、教授会、職員会議などで周知されている。

危機管理規程、危機管理マニュアルが整備されており、対応担当者や担当業務が明記され対応行動が明確になっている。

中越地震が発生した際、大学から派遣した学生と教職員の有志で構成したボランティア組織「災害支援ネットワーク」が防災活動の一翼を担った。

AED（自動体外式除細動器）の設置、学生の健康管理、事故などの不測の事態を想定した保険制度の充実など、さまざまな工夫がなされている。発生した危機に対してはその場の適任の教職員が初期対応を行うが、予測される危機、発生した後の全学的対応の検討は危機管理委員会で対策活動を行う体制の整備がなされている。

教育研究成果についての広報は、研究紀要をはじめ、各センター、「地域づくり考房『ゆめ』」、入試広報室などが発行する刊行物により適切に学内外に発信する体制が整備されている。

地域貢献を基本理念とする大学として、地域ニーズに対応した人材を輩出することが大学の社会的責務であるとし、これまで大学理念の実現に徹した教育を行ってきており、現状での社会的責務は果たしている。

【優れた点】

- ・自己点検・評価に係る出版物は、FD(Faculty Development)やSD(Staff Development)、大学の人材養成を意識した内容が伴っていると同時に、全てが一般の公開対象になっていることは高く評価できる。

